

はじめに

私たちは、近年の科学技術の進展に伴い、生活の便利さや生活の糧の豊かさを享受してきましたが、その必然的な経過として、私たちをとりまく環境には多種多様な化学物質の使用により、人の健康に有害な影響を与える恐れのある物質が広範に排出されてきました。

この有害な化学物質については、1992年の地球サミットで合意されたアジェンダ21でも化学物質による環境リスクの削減のための取り組みの必要性が協調されてきたところであります。

このような状況下で、わが国においても1996年1月の中央環境審議会中間答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」を経て、5月に「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が成立しました。

そこでは、潜在的に有害な化学物質は数多く存在することから、化学物質の環境リスクの低減のために、国においては、環境リスクに関する必要な科学的知見の集積や環境リスクの状況の適切な把握に努め、その情報を提供するとともに、その結果に基づき、国レベルの目標等の提示、規制、誘導等の措置を講じていくこと、また、これらの施策の推進に当たっては国際的な連携に留意することが唱われており、地方公共団体においても、当該地域における環境リスクの観点から、国に準じた施策や独自の施策を講じていくことが記述されています。さらに、事業者、国民、民間団体の役割に応じた対応が求められています。

このような中で、私ども研究所職員一同といたしましても、環境行政の科学的・技術的中核として、これまでにもまして、多種多様化する市民ニーズに応え、複雑化する社会変革に対応するため、一層の科学的知識と技術の研鑽に努め、身近な環境問題から化学物質を初めとする地球的規模にわたる環境問題までの幅広い調査研究に取り組み、よりよい環境を育んでまいりたいと考えております。

本年報は、1995年度の業務概要と調査研究をとりまとめたものです。ご高覧のうえご意見ご批判をいただければ幸いに存じます。

1997年3月

川崎市公害研究所
所長 佐藤 静雄